

# 弁護士会の福利厚生

## 第6回 東京都弁護士国民健康保険組合のご案内



厚生委員会委員長 奥山 隆之 (55 期)

### 1 東京都弁護士国民健康保険組合 (以下「弁護士国保」) について

東京三会、横浜、千葉県及び埼玉の弁護士会に所属する弁護士及び外国法事務弁護士並びにその法律事務所に勤務し業務に従事する方で、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県及び茨城県の一部（取手市及び土浦市）に住所を有する方が加入できます。加入手続き、保険料、給付内容等については、弁護士国保のサイト (<http://www.bengoshi-kokuho.or.jp/>) の「国保組合加入のご案内」をご覧ください。

加入・喪失及び住所変更等の届出については、国民健康保険法施行規則により、事実の発生より2週間以内と定められております。法律事務所の変更についても、弁護士会とは別に届出が必要です。

### 2 保健事業について

春と秋の健康診断のほか、特定健診・特定保健指導、郵便による大腸がん検診、女性のための子宮がん・乳がん検診の実施、人間ドック・脳ドックのあっせんなどの各種保健事業も行っております。詳細は、弁護士国保のサイトの「保健事業」をご覧ください。

そのほか、弁護士国保では、メンタルヘルスカウンセリング、歯科医師による歯科カウンセリング（無料）、スポーツクラブ（フィットネスクラブ）のあっせん、出産祝品の贈呈、無受診世帯の表彰、医療費通知の実施、後発医薬品（いわゆるジェネリック医薬品）差額通知の実施、東京ディズニーリゾート® 特別利用券配布、土木建築厚生会の保養施設の利用案内などを行っております。

### 3 弁護士法人を設立する場合

弁護士法人は、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）

の強制適用事業所に該当します。弁護士法人を設立された場合は、必ず、管轄の年金事務所に新規適用事業所適用届を提出し、全国健康保険協会（旧政府管掌、以下「協会けんぽ」）健康保険及び厚生年金保険に加入することとなります。ただし、厚生年金に加入し「健康保険の適用除外承認」を受け、弁護士国保に引き続き加入することは可能です。適用除外の届出等は5日以内です。弁護士法人設立の場合は、お早めに、準備段階から、あらかじめ管轄の年金事務所にもご相談ください。詳細は、弁護士国保のサイトの「弁護士法人を設立する場合」をご覧ください。

なお、弁護士国保と協会けんぽの医療機関に受診された場合の給付（負担率）は同一です。ただし、次の給付・制度は弁護士国保にはありません。

- 傷病手当金（療養のため仕事を休み、十分な報酬を受けられないときの手当金）
- 出産手当金（被保険者本人が産休のために仕事を休み、報酬を受けられないときの給付）
- 育児休業期間中（最長子が3歳になるまでの期間）の保険料免除措置

### 4 法律事務所に勤務する職員の場合

職員の方も加入することができます。保険料や加入要件等は弁護士と同様ですが、加入する際には、弁護士が記入した就職証明（その法律事務所の従業員として雇用されている旨の証明書）が必要です。

#### \* 問い合わせ先

東京都弁護士国民健康保険組合 事務局  
(弁護士会館14階)

TEL 03-3581-1096

URL <http://www.bengoshi-kokuho.or.jp/>

## 健康診断のご案内

会員、ご家族、法律事務職員の方々が受診できます。  
弁護士国保の組合員には補助が出ますので、健康管理の一助としてご利用ください。

	春季健康診断	秋季健康診断
実施時期	6月から7月に実施	11月から12月に実施
健診案内の発送時期 ※事務所宛	4月中旬	9月中旬
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病健康診断</li> <li>腹部超音波検査</li> <li>動脈硬化度測定</li> <li>大腸がん検査（郵送方式）</li> <li>腫瘍マーカー等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般健康診断</li> <li>胸部エックス線検査</li> <li>消化器エックス線検査</li> <li>胸部ヘリカル CT 検査</li> <li>喀痰細胞診検査</li> <li>ヘリコバクターピロリ検査等</li> </ul>
健診費用の一部負担金	春季・秋季とも組合より補助があり、居住地・組合員本人・家族で異なります。年に2回、両方受診してもそれぞれ補助が出ます。ただし、40歳以上の特定健診については、年に1回までです。詳細は、健診のご案内でご確認ください。	

※40歳以上の特定健診対象者は、春季・秋季健診どちらかを受診すれば、特定健診を受診したことになりますので、改めて地域の医療機関で受診する必要はありません。

## 弁護士が加入する医療保険について

弁護士が加入する医療保険は、次の6種類が考えられます。保険料や給付内容等は、加入する医療保険によって異なりますので、ご不明な点は、それぞれの加入窓口へお問い合わせください。

### 1. 医療保険の種類及び加入窓口

- 東京都弁護士国民健康保険組合**（以下「弁護士国保」）  
加入窓口…弁護士国保 弁護士会館 14階  
TEL 03-3581-1096
- 区市町村の国民健康保険**（以下「区市町村国保」）  
加入窓口…居住している区市役所・町村役場の相談窓口
- 全国健康保険協会**（旧政府管掌、以下「協会けんぽ」）  
弁護士法人『社会保険強制適用事業所』及び個人事務所で健康保険の『任意包括適用事業所』が加入する保険です。  
加入窓口…管轄する社会保険事務所（事業所の事務担当者へ）
- 健康保険**（社会保険）  
企業に勤めている方が加入する健康保険です。  
加入窓口…各健康保険組合（勤め先の事務担当者へ）
- 国家公務員共済組合**（裁判所共済組合等を含む）  
加入窓口…各共済組合（勤め先の事務担当者へ）
- 後期高齢者医療制度**  
75歳以上の方全員と65歳以上で障がい認定により該当の方が加入する健康保険です。  
加入窓口…居住している区市役所・町村役場の相談窓口

### 2. 給付（保険医療機関に受診された場合）

- 上記、(1)～(5)の医療保険ともに受診された際の給付は7割給付です。ただし、70歳以上の方及び65歳以上で障がい認定により後期高齢者医療制度の方は9割給付（一定以上所得者は7割給付）となります。なお、6歳以下（義務教育就学前）は8割給付となります。
- 出産**：出産育児一時金 弁護士国保は39万円、区市町村国保、協会けんぽ、組合健保も原則39万円です。ただし、産科医療保障制度に加入している医療機関で出産した場合の支給額は42万円です。
  - 死亡**：葬祭費 弁護士国保は7万円、協会けんぽ、組合健保は5万円、区市町村国保は5万円～7万円程度（23区は一律7万円）です。
  - 療養費の支給**：緊急時に保険証を提示しなかった場合や、医師の指示・同意による補装具（コルセット）作成、マッサージ、はり・きゅうの施術については療養費として申請（各国保・健保等共通）できます。
  - 高額療養費**：自己負担額が同一月に一定額を越えた場合に支給されます。
  - 海外療養費**：海外で治療を受けた場合（各国保・健保等共通）に支給されます。
- ※その他、給付内容については、加入窓口へお問い合わせください。